

証券コード 4920
(発送日) 2024年5月13日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月2日

株 主 各 位

東京都港区三田五丁目3番13号
株式会社 **日本色材工業研究所**
代表取締役社長 奥村華代

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.shikizai.com/japanese/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」内「株主総会」を順に選択していただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4920/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本色材工業研究所」又は「コード」に当社証券コード「4920」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月28日（火曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日（水曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園1丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズ
3. 目的事項
報告事項 1. 第67期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前掲のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎決議通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前掲の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、資本効率の改善を通じて企業価値の向上を目指す中で、重要なステークホルダーである株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の一つとして認識し、継続的かつ安定した配当を実現することを基本方針として、業績の伸展状況に応じて利益配分を行っております。

また、株主の皆様の中長期的な利益には、財務安定性を維持して持続的成長を実現することで、株価を維持・上昇させていくことも必要と考えており、配当の金額につきましては、利益の水準と自己資本の充実に向けた内部留保の双方を勘案した上で実施していく方針です。

なお、内部留保資金につきましては、生産設備増強、生産効率向上ならびに製品開発力強化のための設備投資を中心に活用し、事業の拡大に努めてまいります。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき普通配当20円とさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額 41,915,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会より妥当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	当社における現在の地位および担当等	重任／新任
1	おくむら こうじ 奥村浩士	代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO)	重任
2	おくむら はなよ 奥村華代	代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO)	重任
3	みなみ たかし 南孝司	常務取締役 研究開発本部長 兼 研究開発部長	重任
4	すずき ふみひこ 鈴木史彦	取締役 品質保証本部長 兼 品質保証部長	重任
5	しもだ まさき 霜田正樹	取締役 企画・経理部長	重任
6	なかじま のぶゆき 中嶋伸之	取締役 営業本部長 兼 営業部長	重任
7	うちだ みのる 内田実	執行役員 管理部長	新任

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おく むら こう じ 奥 村 浩 士 (1944年4月21日生)	1967年4月 当社入社 1972年4月 当社取締役 1973年4月 当社専務取締役 1987年10月 当社代表取締役専務 1990年4月 当社代表取締役社長 2014年12月 当社代表取締役社長生産本部長 2016年6月 当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO) (現任) [取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)	252,956株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>奥村浩士氏は、代表取締役会長として、「中期事業戦略ビジョン (2022-2026)」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。また、1967年の入社以来の化粧品業界における長年の豊富な経験と深い見識を備え、社業をけん引してまいりました。</p> <p>近年ではコロナ禍の難しい経営環境下、上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の実現に向けて経営全般のリーダーシップを発揮してまいりました。</p> <p>今後も引き続き、豊富な経験、幅広い知見および当社グループを俯瞰的に捉える視点が不可欠であり、持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p>おくむら はなよ 奥村 華代 (1975年12月22日生)</p>	<p>1999年3月 当社入社 2011年5月 当社取締役 2011年6月 当社取締役経営統括本部 経営戦略部長 2013年6月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼経営統括本部経営戦略部長 2014年12月 当社取締役営業統括本部 国際営業部長 2016年12月 当社取締役経営統括本部副本部長 2017年4月 当社取締役経営統括本部副本部長 兼経営企画部長 2019年4月 当社取締役経営企画室長 2020年11月 当社取締役管理部長 2021年2月 当社取締役人事部長 兼 管理部長 2022年6月 当社専務取締役総合企画本部長 2023年5月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO) (現任)</p> <p>[取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)</p>	90,800株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>奥村華代氏は、2023年に当社代表取締役社長に就任し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たし、「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の遂行に向けて大きく貢献してきました。</p> <p>当社グループの事業に関する幅広い知見を持つ最高執行責任者(COO)として、上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の各戦略を積極的に遂行してまいりました。加えて、「クリーン・ビューティーへの積極取組」を重点戦略とするサステナビリティの対応も強く推進しました。</p> <p>今後も引き続き、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	みなみ たか し 南 孝 司 (1959年1月28日生)	1981年 4 月 株式会社資生堂入社 2019年 2 月 当社入社 当社研究開発部副部長 2019年 5 月 当社執行役員研究開発部長 2020年 5 月 当社取締役研究開発部長 2022年 6 月 当社常務取締役 研究開発本部長 兼 研究開発部長 (現任) [取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)	一株
(取締役候補者とした理由) 南孝司氏は、研究開発の部門長として、「中期事業戦略ビジョン (2022-2026) 」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。また、大手化粧品メーカー出身者としての豊富な経験と知識を有しております。 上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の実現に向けて、クリーン処方や高付加価値製品の提供・ポートフォリオの拡充、顧客ニーズに合致した機能性処方の開発に尽力してきました。 今後も、重点戦略である「クリーン・ビューティーへの積極取組」を始めとしたリーダーシップにより、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	すず き ふみ ひこ 鈴 木 史 彦 (1971年7月1日生)	1995年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社生産本部座間工場長 2016年 6 月 当社執行役員生産統括本部長 兼 業務部長 2018年 4 月 当社執行役員生産統括本部長 2018年 5 月 当社取締役生産統括本部長 2019年 4 月 当社取締役 (生産担当) 2022年 6 月 当社取締役生産本部長 2023年 5 月 当社取締役品質保証本部長 兼 品質保証部長 (現任) [取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)	一株
(取締役候補者とした理由) 鈴木史彦氏は、2023年に当社取締役品質保証本部長に就任し、「中期事業戦略ビジョン (2022-2026)」の推進を通じ企業価値の向上に貢献しております。 上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の実現に向けて、増産の局面においても当社の製品の品質を維持するため、品質管理体制の強化を推進しました。 今後も引き続き、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、取締役候補者としております。			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	しも だ まさ き 霜 田 正 樹 (1964年1月19日生)	1986年4月 株式会社日本興業銀行（現・株式会社みずほ銀行） 入行 2019年1月 当社入社 当社経営統括本部経理・財務部長 2019年4月 当社経理・財務部長 2019年5月 当社取締役経理・財務部長 2022年6月 当社取締役総合企画本部経理・財務部長 2022年11月 当社取締役総合企画本部企画・経理部長 2023年5月 当社取締役企画・経理部長（現任） [取締役会出席状況（当事業年度）] 13回／13回（出席率100%）	1,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>霜田正樹氏は、金融機関出身者としての豊富な経験と知識を活かし、企画・経理部の部門長として、「中期事業戦略ビジョン（2022-2026）」の推進を通じ企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の実現に向けて、安定した持続的経営基盤の構築や、社内システム強化による業務効率向上・生産性向上に尽力してまいりました。また、企画・戦略部門のリーダーとして全グループをあげての業績回復に向けた施策の策定・推進に寄与しております。</p> <p>今後も引き続き、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	なか しま のぶ ゆき 中 嶋 伸 之 (1962年3月27日生)	1984年4月 当社入社 2013年4月 当社営業グループ グループマネジャー 2014年12月 当社営業部長 2019年5月 当社執行役員営業部長 2022年6月 当社取締役営業本部長 兼 営業部長 (現任) [取締役会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)	400株
	(取締役候補者とした理由) 中嶋伸之氏は、営業部門での20年以上にわたる従事により業務に精通しており、販売戦略やマーケティング等における豊富な経験と実績を活かし、営業本部長として、「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の推進を通じ企業価値の向上に貢献しております。 コロナ禍収束過程において大きく変化する顧客ニーズに積極的に応え、新規販売チャネル先にもアプローチを進めることで、上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の実現に大きく貢献しています。 今後も引き続き、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、取締役候補者としております。		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> うちだ　　みのる 内 田　　実 (1967年12月28日生)	1990年4月 株式会社商工組合中央金庫入庫 2021年4月 当社へ出向 2022年6月 当社総合企画本部管理部長 2023年1月 当社へ転籍 2023年5月 執行役員 管理部長 (現任)	一 株
7	(取締役候補者とした理由) 内田実氏は、前職の金融機関において人事労務業務に携わり、豊富な経験と知識を有しております。当社では管理部長として人事総務全般の業務に従事してまいりました。また、2023年より執行役員に就任し「中期事業戦略ビジョン (2022-2026)」の推進を通じ企業価値の向上に貢献しております。 上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」の実現に向けて、当社グループのガバナンス、組織・風土改革や人材育成を意識した取り組みに注力してまいりました。 今後も引き続き、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、各候補者の2024年2月29日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決され、候補者が取締役就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	はし ば まさ き 橋 場 正 樹 (1960年11月18日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社研究部部長補佐 2014年3月 当社品質保証部長 2018年5月 当社執行役員品質保証部長 2020年5月 当社取締役品質保証部長 2022年6月 当社取締役品質保証本部長 兼 品質保証部長 2023年5月 当社監査等委員である取締役(常勤) (現任) [取締役会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) ※ [監査等委員会出席状況(当事業年度)] 10回/10回 (出席率100%) ※取締役(監査等委員である取締役を除く。)として 3回、監査等委員である取締役に就任後10回出席しております。	一株
(取締役候補者とした理由) 橋場正樹氏は、研究部部長補佐、品質保証部長を歴任し、当社グループの業務に精通しております。また、リスク管理や内部統制の在り方等、コーポレートガバナンス体制強化に向けた取り組みについても重要な役割を果たしております。 このことから、当社の監査、監督に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">と お や ま と も ひ ろ 遠 山 友 寛 (1950年2月21日生)</p>	<p>1980年4月 弁護士登録 西村眞田法律事務所入所 1984年6月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロ ースクール修士号取得(LL.M.) 1990年10月 TMI 総合法律事務所開設パートナー 弁護士 (現任) 1999年11月 当社監査役 2010年6月 旧そーせいグループ株式会社 (現ネクセラファーマ株式会社)社外取 締役 (現任) 2016年5月 当社監査等委員である取締役 (現任)</p> <p>[取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) [監査等委員会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>遠山友寛氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は法律の専門家としての豊富な知識と経験を有しており、当該知見を活かして企業実務に即した適切な助言・提言を行うなど、当社の監査・監督機能の強化に貢献いただいているためであります。</p> <p>今後も、当社の取締役会の適切な意思決定と取締役の職務の執行に対する監査・助言等いただくこと、ならびに、指名委員および報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的な立場で引き続き関与、監督等いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>お ばた たか お 小 畑 孝 雄 (1948年1月25日生)</p>	<p>1967年4月 東京国税局入局 2006年7月 東京国税局調査第二部部长 2007年7月 税理士登録 小畑税理士事務所所長(現任) 2017年5月 当社監査等委員である取締役(現任) 2020年4月 東京都開発株式会社社外監査役(現任) 2020年9月 日本ヒルトン株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 日本酒類販売株式会社社外取締役(現任)</p> <p>[取締役会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) [監査等委員会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)</p>	<p>－株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>小畑孝雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門知識を有しており、当該知見を活かして企業実務に即した適切な助言・提言を行うなど、当社の監査・監督機能の強化に貢献いただいているためであります。</p> <p>今後も、当社の取締役会の適切な意思決定と取締役の職務の執行に対する監査・助言等いただくこと、ならびに、指名委員および報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的な立場で引き続き関与、監督等いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠山友寛氏、小畑孝雄氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 遠山友寛氏および小畑孝雄氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって遠山友寛氏が8年、小畑孝雄氏が7年となります。

以上

【ご参考】株主総会後の取締役の体制(予定)

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏 名	新役職および主な担当(予定)	現 役 職 等
おくむら 村 浩 士	代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO)	同左
おくむら 村 華 代	代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO)	同左
みなみ 南 たか 孝 司	常務取締役 研究開発本部長 兼 研究開発部長	同左
しもだ 田 まさ 正 き 樹	常務取締役 企画・経理部長	取締役 企画・経理部長
すず 鈴 き 木 ふみ 史 ひこ 彦	取締役 品質保証本部長 兼 品質保証部長	同左
なか 中 じま 嶋 のぶ 伸 ゆき 之	取締役 営業本部長 兼 営業部長	同左
うち 内 だ 田 み の る 実	取締役 管理部長	執行役員 管理部長

2. 監査等委員である取締役

氏 名	新役職および主な担当(予定)	現 役 職 等
はし 橋 ば 場 まさ 正 き 樹	取締役（常勤監査等委員）	同左
とお 遠 やま 山 とも 友 ひろ 寛	取締役（監査等委員）	同左
お 小 ば 畑 たか 孝 お 雄	取締役（監査等委員）	同左

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知掲載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役会は以下のスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	企業経営	財務会計	グローバル	研究・商品開発	営業・マーケティング	生産	品質保証	ESG・サステナビリティ	コーポレートガバナンス	IT・デジタル・DX	人財・組織開発
取締役（監査等委員である取締役を除く。）											
奥村 浩 士	●				○			●	○		
奥村 華 代	●	○	●				○	●	●		●
南 孝 司	○			●	○	○	○	●			○
霜 田 正 樹	○	●	●					○	○	●	○
鈴木 史 彦						●	●	○		○	
中 嶋 伸 之			○	○	●	○	○				
内 田 実		○						○	●		●
監査等委員である取締役											
橋 場 正 樹		○		○		○	○		●		
遠 山 友 寛	●		○						○		
小 畑 孝 雄	○	●							○		

※求める知識・知見の経験に○、その中でも特に期待の度合いが高いものに●をつけています。

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年3月1日～2024年2月29日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染状況が鎮静化したこともあり、正常化が大きく進みました。海外各国でも、既にアフター・コロナの生活様式が定着し、新型コロナウイルス感染症の生活・経済への影響は大きく軽減しておりますが、景気動向については中国経済が停滞するなど地域間の跛行性が見られます。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻は長期化、中東情勢の緊迫化・長期化もあって地政学的リスクは高まり、資源・エネルギー価格の上昇や物流の遅延等が日本を含めた世界的なインフレや金利上昇に波及、為替相場の変動を引き起こし、経済活動に影響を及ぼすと共に先行き不透明感を高めております。

化粧品業界におきましても、メイクアップ製品を中心に新型コロナウイルス感染症の影響が軽減、需要は改善の傾向が続いております。国内では、マスク着用が習慣として一部常態化しており、個人消費はメイクアップ製品を中心に新型コロナウイルスの感染拡大前を依然下回っておりますが、足元ではマスク着用も徐々に減り、消費マインドも大きく改善してきているものと思われまます。海外においても、新型コロナウイルス感染症の影響は既に軽減、化粧品需要は回復の傾向にあるものと思われまます。

当社グループにおきましては、国内・海外化粧品メーカーからの受注は回復・増加しつつあり、つくば工場第3期拡張等の設備投資によって実現した生産設備の稼働が着実に向上しつつあります。しかしながら、特に国内での採用難による工数不足をまかなうための外注加工費の上昇や、原材料費や各種経費等もインフレで上昇していることもあって、各種コストの圧縮努力を継続して収益性の維持・回復に取組み、当連結会計年度は2期連続の営業黒字計上を果たしております。

今後一層、社会がアフター・コロナに移行、正常化していく中で、化粧品需要は更に回復していくと思われまますが、諸物価やエネルギー価格の上昇、経済の回復・正常化に伴う採用難や人件費等の上昇は継続しており、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢のような地政学的リスクも高いことから、引き続き経済全般の先行き不透明感は残ります。そのような経営環境下、黒字の継続、新型コロナウイルスの感染拡大以前の成長トレンドへの回帰と成長の実現に向けて「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の諸施策を着実に実行してまいります。当面は、新

型コロナウイルス感染症の影響軽減に伴う需要増への対応でお客様の要請に応え、中長期的には化粧品へのクリーン・ビューティー、SDGs等の要請に対応するなど、変化し続ける環境で強みを活かして業績の回復・改善を図るべく更なる努力を重ねてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は次のとおりとなりました。

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響軽減による化粧品需要の回復の動きを受けた国内・海外向け受注の回復と、円安が進んだこともあって、前期比28.0%増の15,050百万円となりました。

利益面では、引き続きつくば工場第3期拡張等により諸費用が増加、加えて原材料費や人件費、各種経費等がインフレで上昇している中ではありますが、受注増による生産設備の稼働向上と各種コスト圧縮努力により、営業利益は前期比173.0%増の441百万円、経常利益は前期比174.9%増の407百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、子会社 Nippon Shikizai France S.A.S.（以下「日本色材フランス社」という）に係るのれん及び固定資産の減損に伴う特別損失125百万円の計上や、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額△210百万円（△は益）の計上等もあって前期比61.6%増の398百万円となりました。

当連結会計年度における所在地別セグメントの業績の概況は、次のとおりです。

（日本）

新型コロナウイルス感染症の社会・経済への影響は大きく軽減、影響は依然として残るものの化粧品需要も回復しつつあり、国内・海外化粧品メーカー各社からの受注が回復・増加していることから、売上高は前期比18.1%増の10,261百万円となりました。利益面では、引き続きつくば工場第3期拡張等による諸費用が増加、加えて原材料費や人件費、各種経費等もインフレで上昇している中ではありますが、受注の回復で生産設備の稼働は着実に向上、各種コスト圧縮努力もあって、営業利益は前期比60.5%増の220百万円となりました。セグメント資産は、増収に伴い売上債権や棚卸資産が増加しましたが、減価償却等で有形固定資産が、日本色材フランス社の子会社株式評価損の計上等で投資その他の資産が、それぞれ減少したこともあり、前期比1.2%減の13,550百万円となりました。

(仏国)

子会社THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S. (以下「テプニエ社」という)と日本色材フランス社の所在する欧州は、当連結会計年度(1~12月)において、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化の影響を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響は既に大きく軽減して医薬品および化粧品の受注が増加、円安の影響もあって売上高は前期比57.1%増の4,955百万円となりました。利益面では、大幅な増収、特に医薬品の受注増が近年投資した設備の稼働向上を通じて利益に貢献し、設備投資に伴う諸費用の増加、ウクライナ侵攻や中東情勢によるエネルギー価格や諸物価の高騰の影響を打ち返し、営業利益は前期比785.7%増の222百万円となりました。セグメント資産は、増収に伴う売上債権や棚卸資産の増加や設備投資による有形固定資産の増加もあって、前期比24.0%増の4,727百万円となりました。なお、仏国セグメントにおきまして、日本色材フランス社に係るのれんや固定資産の減損に伴う特別損失125百万円を計上しております。

(所在地別売上高)

(単位：百万円)

区 分	第66期		第67期(当連結会計年度)		
	金額	構成比	金額	構成比	前期比
日 本	8,686	73.4%	10,261	67.4%	18.1%
仏 国	3,155	26.6%	4,955	32.6%	57.1%
計	11,841	100.0%	15,216	100.0%	28.5%

(注) セグメント間の内部売上高として、第66期には81百万円、第67期には166百万円を含めて記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資額は、814百万円であり、その主なものは、生産設備等の設備投資であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第64期 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	第65期 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	第66期 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	第67期(当連結会計年度) (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
売 上 高	9,143	8,702	11,760	15,050
経常利益又は経常損失 (△)	△588	△171	148	407
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△848	△122	246	398
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△404円93銭	△58円23銭	117円52銭	189円96銭
総 資 産	15,550	15,353	16,049	17,087
純 資 産	3,090	2,950	3,011	3,526
1株当たり純資産額	1,474円67銭	1,407円73銭	1,436円90銭	1,682円87銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S. (テプニエ社：仏国)	4,648,360ユーロ	100.0%	医薬品および化粧品受託製造
Nippon Shikizai France S.A.S. (日本色材フランス社：仏国)	1,145,000ユーロ	100.0% (15.1%)	化粧品受託製造

(注)議決権比率の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。

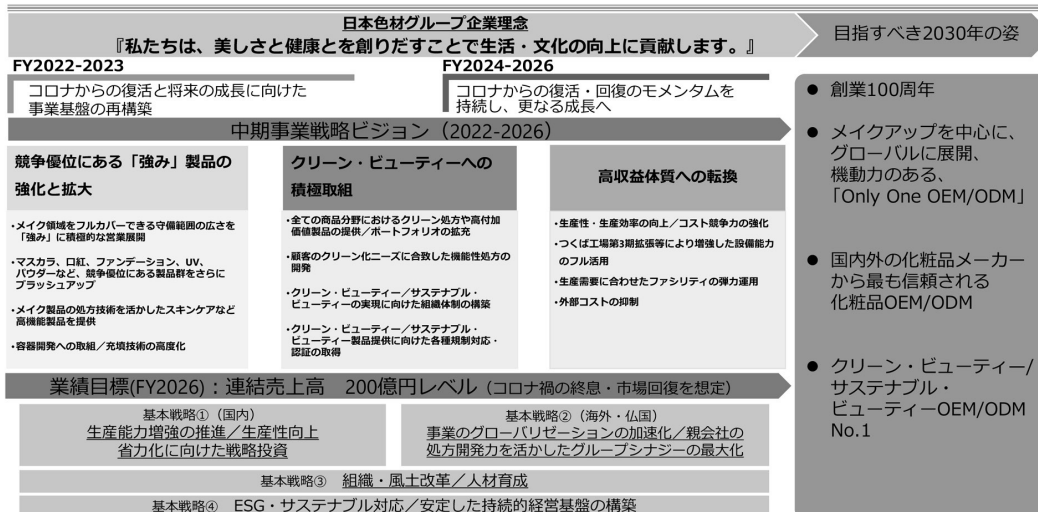
(4) 対処すべき課題

次期の経営環境におきましては、引き続き社会・経済がアフター・コロナで正常化していく中で、地域間の跛行性はあっても景気は緩やかな回復・改善傾向が続くものと思われま。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の長期化もあって地政学的リスクは高止まり、資源・エネルギー価格、諸物価や人件費の上昇や、金利や為替相場の変動が経済活動に影響を及ぼすと共に、先行き不透明な状況が続くものと思われま。

化粧品市場におきましても、国内ではマスク着用が習慣として一部常態化しており、個人消費はメイクアップ製品において新型コロナウイルスの感染拡大前を依然下回っておりますが、足元ではマスク着用も徐々に減り、消費マインドも大きく改善しており、新型コロナウイルス感染症の影響は一層軽減、化粧品需要は回復・改善していくものと思われま。海外においても、既にアフター・コロナに移行しており、化粧品需要は改善していくものと思われま。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国におけるマスク着用慣習化や新しい生活様式としての在宅勤務の定着など、化粧品の需要水準に影響を与えたのに加え、マスクに影響されない目周り化粧品やマスクに付きにくい口紅の人気など化粧品需要の内容にも影響を及ぼしました。化粧品ODMメーカーとして事業の成長を実現していくためには、こういった消費者や化粧品メーカーのニーズの変化に対応した新処方提供や、新たな高付加価値処方の開発といった取組みを、着実に実施していくことが極めて重要と考えております。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けて悪化した業績からの復活を目指して策定した「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」に基づき、後半の成長ステージとして「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」を掲げ、「競争優位にある「強み」製品の強化と拡大」、「クリーン・ビューティーへの積極取組」、ならびに「高収益体質への転換」を重点戦略として、積極的に取り組んでまいります。

中長期事業戦略ビジョン —2030年に向けて—



「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の「重点戦略」の取組み状況

長く続いた新型コロナウイルス感染症まん延の影響が漸く収まり、「コロナからの復活と将来の成長に向けた事業基盤の再構築」から「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」のステージに移行する中で、以下のとおり「重点戦略」に取り組んでまいります。

① 競争優位にある「強み」製品の強化と拡大

(回復する需要への対応)

- ・社会がアフター・コロナに移行する中で化粧品の需要が回復しており、お客様からの受注の回復・増加にお応えしております。特に、マスク着用機会が減ったことで口紅・リップクリーム等の受注が急激に増加しており、当社強み分野の一つとして一部設備増強も含めて対応しております。

(コロナ明けの新製品取組みへの対応)

- ・新型コロナウイルス感染症がまん延する中で化粧品の新製品発売は暫く抑制傾向にありましたが、足元の需要の回復でお客様も新製品発売への取組みを強化されており、当社が強みを持つ分野を中心に当社処方のご提案を積極的に行い、受注の増加に結び付けております。
- ・お客様への提案では、メールマガジン、サンプルキット、動画情報などを活用し、当社処方・製品の特徴を積極的にご説明することで、受注の増加に結びつけております。

(容器対応力の強化)

- ・容器対応能力を強化することで、処方と容器セットでのご提案に取組み、トラブルの原因究明などにも対応し、お客様へのサービス向上を進めております。

② クリーン・ビューティーへの積極取組

(顧客ニーズに合った幅広い処方を提案)

- ・お客様のブラックリスト/グレイリスト(使用できない/使用を抑える原料等のリスト)に対応しつつ高い機能を備えた処方をお客様にご提案することで受注を獲得し、お客様のクリーン・ビューティー/SDGsへの取組みをサポートすると共に、最終消費者のお客様の健康・安全への要求にお応えしております。

(サステナビリティ分野の取組みを推進)

- ・取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会を組成、環境/パートナーシップ/高品質な製品提供/働き方・人財の各分科会を立ち上げて重要課題(マテリアリティ)や指標(KPI)を検討するなど、組織横断でSDGs関連の取組みを推進しております。

③ 高収益体質への転換

(座間・つくば2工場の稼働向上)

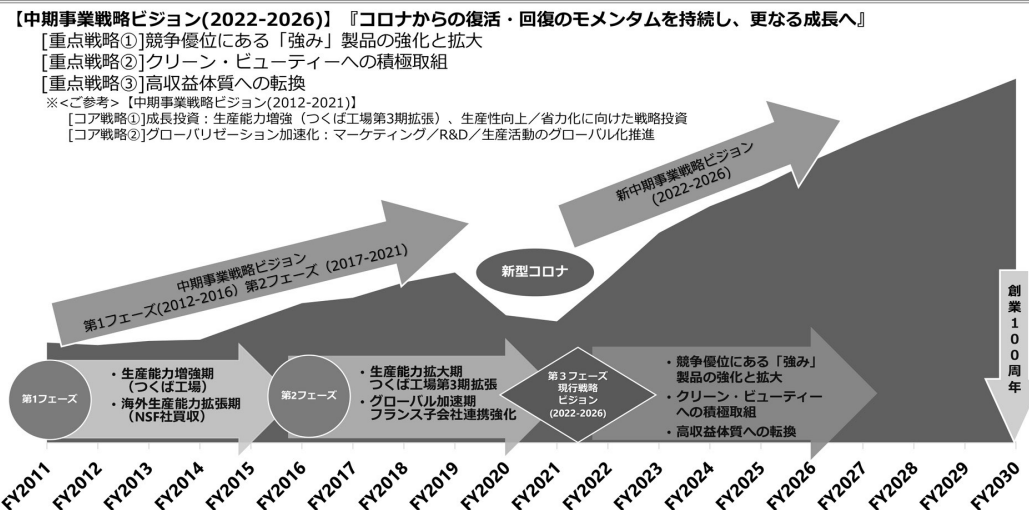
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前に投資したつくば工場第3期等で拡張した生産能力は、新型コロナウイルス感染症まん延による受注落ち込みで活用しきれない状況が続いておりましたが、足元の受注回復・増加に対応して稼働は急速に向上しつつあります。
- ・経済の回復・正常化に伴う採用難によって工数の確保が困難で、外注加工費が増加しておりますが、請負業者の活用等も含めた対応で工場の稼働は向上しつつあり、収益性の改善に貢献しております。

(インフレへの対応継続)

- ・原材料費・人件費・光熱費・各種経費の上昇が続く中で、お客様とのコミュニケーションを密に行い、新規受注に際して物価上昇を反映した見積りをお示すると共に、リピート受注に関しても人件費や諸物価の上昇を反映させていただくことで収益性の維持に努め、価格やコストに見合った製品価値をご提供することで、お客様にご満足をいただくよう努めてまいります。

中長期事業戦略ビジョン

—2030年に向けて—



株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2024年2月29日現在)

当社は化粧品(医薬部外品を含む)の製造受託および研究開発受託を主要な業務としており、テプニエ社は医薬品、医薬部外品ならびに化粧品の製造受託を主要な業務としており、日本色材フランス社は化粧品の製造受託を主要な業務としております。

当社グループの現在行っている主要な事業内容および事業別の主な製品内容は、次のとおりであります。

主要な事業内容	主 な 製 品 内 容
化 粧 品 事 業	ファンデーション、口紅、マスカラ、アイライナー、UV、アイシャドウ、チーク、白粉、打粉、クリーム、美容液、化粧水等
医 薬 品 そ の 他 事 業	薬用歯磨き、口腔洗浄剤、水虫治療薬、駆虫剤、その他衛生製品等

(6) **主要な営業所および工場** (2024年2月29日現在)

① 当社

本社・研究センター	東京都港区三田五丁目3番13号
工 場	座間工場 神奈川県座間市 つくば工場 茨城県つくば市

② テプニエ社

本 社 ・ 工 場	モルターニュ(仏国)
営 業 所	ブローニュ ビヤンクール(仏国)

③ 日本色材フランス社

本 社 ・ 工 場	サン シラン ヴァル(仏国)
-----------	----------------

(7) **従業員の状況** (2024年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
477(360) 名	7(96) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員および臨時雇用員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
318(290)名	4(68)名	40.2歳	10.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員および臨時雇用員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,775
株式会社商工組合中央金庫	2,606
株式会社日本政策投資銀行	1,146
株式会社三菱UFJ銀行	898
さわやか信用金庫	313
株式会社横浜銀行	300
B p i f r a n c e	195
株式会社常陽銀行	190
株式会社三井住友銀行	154
BRED BANQUE POPULAIRE	118
日本生命保険相互会社	100
BANQUE CIC OUEST	91
La Banque Postale	72
株式会社りそな銀行	50
La Region Normandie	48

(注) 借入額は、長期借入金および短期借入金の合計金額であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,200,000株
- ② 発行済株式の総数 2,099,376株
- ③ 株主数 2,074名
- ④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ト ワ ・ ス ー ル	499千株	23.8%
奥 村 浩 士	252	12.1
ち ぶ れ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	146	7.0
三 菱 鉛 筆 株 式 会 社	126	6.0
株 式 会 社 井 田 ラ ボ ラ ト リ ー ズ	102	4.9
奥 村 華 代	90	4.3
株 式 会 社 ブ レ ス ト シ ー ブ	67	3.2
奥 村 有 香	30	1.5
中 野 知 花	28	1.4
奥 村 有 美 子	24	1.2
奥 村 佳 代 子	24	1.2

(注) 持株比率は自己株式(3,596株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	奥村浩士	最高経営責任者 (CEO) 指名委員、報酬委員
代表取締役社長	奥村華代	最高執行責任者 (COO) 指名委員、報酬委員
常務取締役	南孝司	研究開発本部長 兼 研究開発部長
取締役	鈴木史彦	品質保証本部長 兼 品質保証部長
取締役	霜田正樹	企画・経理部長
取締役	中嶋伸之	営業本部長 兼 営業部長
取締役	庄司留利子	営業本部 国際営業部長
監査等委員である取締役 (常勤)	橋場正樹	
監査等委員である取締役	遠山友寛	指名委員(委員長)、報酬委員 TMI総合法律事務所パートナー弁護士 旧そーせいグループ株式会社(現ネクセラ ファーマ株式会社)社外取締役
監査等委員である取締役	小畑孝雄	報酬委員(委員長)、指名委員 小畑税理士事務所所長 東京都市開発株式会社社外監査役 日本ヒルトン株式会社社外監査役 日本酒類販売株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社では、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
2. 監査等委員である取締役遠山友寛氏および監査等委員である取締役小畑孝雄氏は、社外取締役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役遠山友寛氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役小畑孝雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2023年5月25日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、取締役土谷康彦氏、取締役蓮生剛志氏、監査等委員である取締役渡邊好造氏は、退任いたしました。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年2月29日現在の執行役員は、以下のとおりであります。
- ・内田 実 (管理部長)
 - ・渡邊 英明 (生産本部長)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第32条に設け、各監査等委員である取締役と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額を限度とします。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および執行役員等の主要な業務執行者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担されることになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補されることとなります。

④ 取締役の報酬等

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下同じ））の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各々の職務と責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績等により連動する役員賞与により構成することとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務と責任および当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 役員賞与の内容および額の算定方法の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの連結経常利益を目標の一つとして設定し、一定の水準を上回った場合に支給することとし、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案した上で算出し決定するものとし、毎年一定の時期に金銭にて支給する。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、業績に応じて変動する仕組みとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議によって、報酬委員会の答申を尊重して決定することを、代表取締役会長奥村浩士および代表取締役社長奥村華代に委任し、これに従って代表取締役会長および代表取締役社長が各取締役の職務と責任、成果等を総合的に勘案し、取締役の基本報酬の額および取締役の賞与の額を決定する権限を有するものとする。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	119	119	-	10
監査等委員である取締役 (監査等委員である社外取締役を除く。)	13	13	-	2
監査等委員である社外取締役	10	10	-	2
合計 (うち社外取締役)	143 (10)	143 (10)	- (-)	14 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、支給人数は実質支給人数であります。
2. 業績を勘案し、役員報酬額を減額しております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年5月29日開催の第61回定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月27日開催の第59回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の額および賞与の額について、代表取締役会長奥村浩士および代表取締役社長奥村華代に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。委任された内容の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針に整合していることや、取締役会に答申された報酬委員会の審議結果が尊重されていることを確認しており、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
遠山 友寛	<p>監査等委員である取締役遠山友寛氏は、TMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、TMI 総合法律事務所と法律顧問に関する契約を締結しております。</p> <p>また、同氏は旧そーせいグループ株式会社（現ネクセラファーマ株式会社）の社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には特別の関係はございません。</p>
小畑 孝雄	<p>監査等委員である取締役小畑孝雄氏は、小畑税理士事務所の所長であります。</p> <p>また、同氏は日本酒類販売株式会社の社外取締役、ならびに東京都市開発株式会社および日本ヒルトン株式会社の社外監査役を兼務しております。各兼職先と当社との間には特別の関係はございません。</p>

b. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
遠山 友寛	監査等委員である社外取締役	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、2023年11月に設置した指名委員会の委員長として、開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を主導しております。さらに同時に設置した報酬委員会の委員として、開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
小畑 孝雄	監査等委員である社外取締役	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。税理士としての財務および会計に関する専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、2023年11月に設置した報酬委員会の委員長として、開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。さらに同時に設置した指名委員会の委員として、開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定における監督機能を担っております。</p>

(注) 当社は、ガバナンスを強化する目的から、取締役・経営幹部等との意見交換会を実施しております。当該意見交換会は、各種経営課題、取締役の評価等、様々な視点で行われており、社外役員が経営の監査機能を十分に果たすことに資しております。

なお、当事業年度においては、経営会議の場において意見交換会を兼ねることとしたため、実施を見送りました。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社テプニエ社および日本色材フランス社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に諮る方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、または、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断した場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、資本効率の改善を通じて企業価値の向上を目指す中で、重要なステークホルダーである株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の一つとして認識し、継続的かつ安定した配当を実現することを基本方針として、業績の伸展状況に応じて利益配分を行ってまいります。

また、株主の皆様の中長期的な利益には、継続的かつ安定的な配当に加えて、企業価値の向上によって株価を維持・上昇させていく事も必要と考えております。その為には、収益性の向上に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延による業績悪化で大きく下がった自己資本比率/財務安定性を回復させて持続的成長を実現していくことも必要と認識しており、配当の金額につきましては、利益の水準と自己資本の充実に向けた内部留保の双方を勘案した上で実施していく方針です。

当社グループといたしましては、引き続き継続的かつ安定した配当の実現に全力を挙げてまいりますので、株主の皆様には何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,134,132	流 動 負 債	6,810,777
現金及び預金	1,393,795	支払手形及び買掛金	904,894
受取手形及び売掛金	2,234,430	電子記録債務	1,387,301
電子記録債権	149,087	短期借入金	2,913,451
商品及び製品	1,136,929	リース債務	98,127
仕掛品	319,150	未払金	905,149
原材料及び貯蔵品	1,651,265	賞与引当金	70,203
その他	251,695	その他	531,648
貸倒引当金	△2,220	固 定 負 債	6,749,365
固 定 資 産	9,952,938	長期借入金	6,147,558
有 形 固 定 資 産	9,031,693	リース債務	355,859
建物及び構築物	4,714,399	役員退職慰労引当金	146,430
機械装置及び運搬具	1,502,864	退職給付に係る負債	95,609
工具、器具及び備品	348,275	その他	3,908
土地	2,027,748	負 債 合 計	13,560,143
建設仮勘定	438,406	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	260,467	株 主 資 本	3,150,752
投資その他の資産	660,776	資本金	100,000
投資有価証券	293,661	資本剰余金	1,510,339
繰延税金資産	235,239	利益剰余金	1,544,397
その他	145,712	自己株式	△3,983
貸倒引当金	△13,837	その他の包括利益累計額	376,175
資 産 合 計	17,087,070	その他有価証券評価差額金	118,294
		為替換算調整勘定	257,880
		純 資 産 合 計	3,526,927
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,087,070

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,050,063
売上原価	13,034,123
売上総利益	2,015,939
販売費及び一般管理費	1,574,198
営業利益	441,741
営業外収益	
受取利息及び配当金	8,107
為替差益	33,426
補助金収入	30,901
雑収入	21,694
営業外費用	
支払利息	128,033
経常利益	407,838
特別利益	
固定資産売却益	7,614
特別損失	
固定資産除却損	3,468
減損損失	125,747
税金等調整前当期純利益	286,237
法人税、住民税及び事業税	99,120
法人税等調整額	△210,996
当期純利益	398,113
親会社株主に帰属する当期純利益	398,113

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,893,027	流動負債	4,901,375
現金及び預金	906,122	支払手形	13,526
受取手形	18,338	電子記録債権	1,387,301
電子記録債権	149,087	買掛金	473,751
売掛金	1,473,982	短期借入金	2,299,287
商品及び製品	758,039	リース債務	60,041
仕掛品	307,795	未払金	383,416
原材料及び貯蔵品	1,132,147	未払法人税等	5,601
前払費用	50,239	賞与引当金	70,203
その他	99,604	その他の	208,246
貸倒引当金	△2,329	固定負債	6,042,128
固定資産	8,657,450	長期借入金	5,649,295
有形固定資産	6,788,740	リース債務	246,403
建物	3,962,963	役員退職慰労引当金	146,430
構築物	60,275	負債合計	10,943,504
機械及び装置	599,966	(純資産の部)	
車両運搬具	5,414	株主資本	2,488,679
工具、器具及び備品	109,829	資本金	100,000
土地	2,012,870	資本剰余金	1,557,313
建設仮勘定	37,420	資本準備金	943,209
無形固定資産	225,674	その他資本剰余金	614,104
ソフトウェア	46,960	利益剰余金	835,348
借地権	175,456	その他利益剰余金	835,348
その他	3,257	繰越利益剰余金	835,348
投資その他の資産	1,643,036	自己株式	△3,983
投資有価証券	293,661	評価・換算差額等	118,294
関係会社株式	824,395	その他有価証券評価差額金	118,294
関係会社長期貸付金	212,615	純資産合計	2,606,974
繰延税金資産	223,377	負債・純資産合計	13,550,478
その他	94,678		
貸倒引当金	△5,694		
資産合計	13,550,478		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,261,290
売上原価	9,096,666
売上総利益	1,164,624
販売費及び一般管理費	943,948
営業利益	220,676
営業外収益	
受取利息及び配当金	50,714
為替差益	32,559
補助金収入	22,331
雑収入	25,933
営業外費用	
支払利息	90,395
経常利益	261,820
特別利益	
固定資産売却益	7,552
特別損失	
固定資産除却損	1,691
関係会社株式評価損	550,351
税引前当期純損失	282,670
法人税、住民税及び事業税	6,924
法人税等調整額	△200,087
当期純損失	89,506

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

株式会社日本色材工業研究所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 西 垣 芽 衣
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本色材工業研究所の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本色材工業研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

株式会社日本色材工業研究所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	西 垣 芽 衣
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本色材工業研究所の2023年3月1日から2024年2月29日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社日本色材工業研究所 監査等委員会

常勤監査等委員 橋 場 正 樹 ㊟

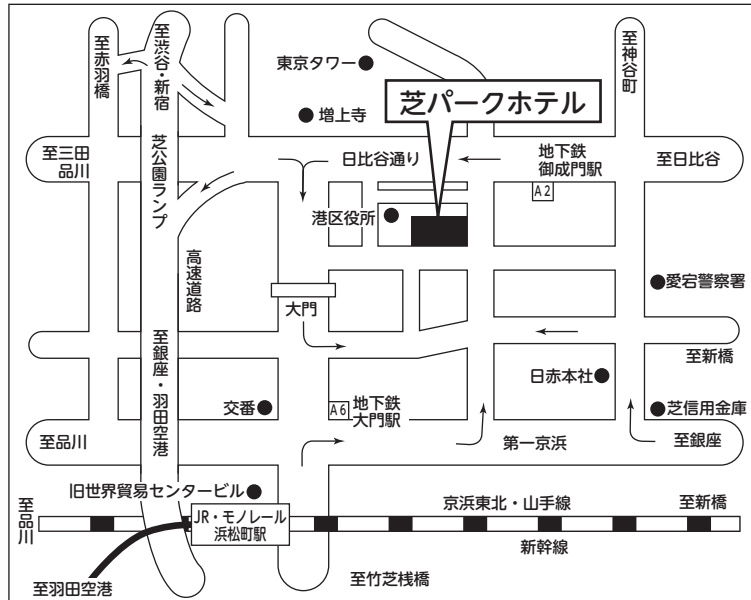
監 査 等 委 員 遠 山 友 寛 ㊟

監 査 等 委 員 小 畑 孝 雄 ㊟

(注) 監査等委員遠山友寛及び小畑孝雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場 東京都港区芝公園1丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズ
電話 03-3433-4141

最寄駅 都営三田線「御成門駅」(A2出口)より徒歩3分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」(A6出口)より徒歩5分
JR・モノレール「浜松町駅」(北口)より徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。